

## 「電子地形図20万オンライン」のご購入及び

### ご利用についての注意事項（ご購入前に必ずお読み下さい）

電子地形図20万オンラインは、下記の注意事項に同意いただいた場合にご使用いただけます。

#### 1. ご購入（ダウンロード）の際の注意

○ご購入（ダウンロード）いただいたデータファイルは、いかなる理由であっても返品できません。

#### 2. サービスの内容

○電子地形図20万オンラインは、インターネット回線を使って有償にてダウンロードできます。

○ダウンロードのための通信費等の費用及び代金支払い時の手数料は、利用者の負担となります。

#### 3. 禁止事項

○法律、政令、規則、省令その他すべての法令および条例等の法規に違反する目的・手段・方法で電子地形図20万オンラインを利用することは禁止されています。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用も禁止されています。

#### 4. 賠償責任

○電子地形図20万オンラインを利用することで生じた利用者の直接又は間接の損害については、利用者がその一切の責任を負うものとし、国土交通省国土地理院及び一般財団法人日本地図センターは、いかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等も行わないものとします。

○電子地形図20万オンラインをダウンロードする際に、通信回線のトラブル等、利用者には何らかの損害が生じてても、国土交通省国土地理院及び一般財団法人日本地図センターは責任を負いません。

#### 5. 電子地形図20万オンラインの複製・使用について

電子地形図20万オンラインを利用される方は、次の点にご留意下さい。

##### （1）著作権等について

○電子地形図20万オンラインは、国土交通省国土地理院が測量法（昭和24 年法律第188

号)に基づき刊行するものであり、電子地形図20万オンラインにかかる著作権その他の権利は、全て国土交通省国土地理院に帰属します。

(2) 測量成果の複製・使用について

○測量法に基づき、電子地形図20万オンラインを、測量の用に供する、刊行する若しくはインターネットから不特定多数に提供するために複製をしようとする場合、又は、電子地形図20万オンラインを使用して測量を実施する場合は、承認が必要となります(日本国外の利用者も準じた手続きが必要です)。

○ 詳しい手続き方法等は、国土地理院ホームページ内「測量成果の複製・使用(<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>)」のページでご確認下さい。

## 別紙

### 複製して利用する場合の申請の可否等と事例

#### 1. 複製承認申請が必要な場合

測量の用に供する、刊行する又はインターネットから不特定多数に提供するために複製をしようとする場合。

例えば、次のような場合。

- 市町村等が複製により作成する管内図を庁舎のロビー等に置いて誰でも自由に持ち帰ることができるような場合は、刊行に該当する
- インターネットを利用できる環境にある人なら誰でも見ることができるブログや誰でも会員になることができるコミュニティサイトに地図等を掲載して公開することや、メールマガジンにより大量に送付する行為

#### 2. 複製承認申請が不要な場合

1. に該当しない場合。

例えば、次のような場合。

- 社内等での内部利用のための複製
- 特定の者へ提供（自治体等へ提出する申請書の添付地図等）するための複製
- 私的利用（家族内での利用）、教育機関における複製等
- ハンカチ、Tシャツ等への印刷など、精度のないイラスト的なものとしての複製
- 図書館での複製
- 友人やクラスメート等、互いに特定できる者以外は参加できないサイトにおける公開

#### 3. 複製承認を不可とする場合

何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合など、国土交通大臣が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められる場合

例えば、次のような場合。

- 地図等の頒布を目的とした複製で、地図等の図郭を接合しただけ又は図郭を接合して変更しただけのものや数値地図の形式を変更しただけのもの

#### 4. 複製承認する場合において有償とする場合

3. に該当しない場合（複製承認を可とする場合）で、「微少な変更にとまる複製」及び「営利目的で販売するものとみなすもの」のいずれにも該当する場合。

例えば、次のような場合も「営利目的で販売するものとみなすもの」に該当する。

- 無償で頒布するとしても、関連商品を有償で販売し利益を取得する場合
- インターネットで無償公開しても、バナー広告等により利益を取得する場合
- 不動産広告として無償で配布しても、不動産の販売により利益を取得する場合